

## 第1回 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会（会議録）

■ **日時** 平成26年10月6日（月）午前10時00分～11時35分

■ **会場** 教育委員室（本庁舎13階）

■ **出席者**

委員： 青柳宏会長，石神知也委員，朝信泰昌委員，小林順子委員

事務局： 教育長，学校教育担当次長，学校教育課長，学校教育課長補佐，  
学校教育課係長ほか

■ **傍聴者** 1名

■ **会議経過**

1 開会 午前10時00分～

2 教育長あいさつ

3 専門委員会委員・事務局紹介

4 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について（説明：事務局）

5 議事 午前10時10分～

(1) 会長の選出（説明：事務局）

互選により，青柳宏委員を会長に選出した。

(2) 会議の公開について（説明：事務局）

本会議は公開とする。

ただし，重大事態の調査を行う臨時会議については，宇都宮市情報公開条例第7条に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うため，非公開とする。

(3) 本市のいじめの状況及び防止に向けた取組について（説明：事務局）

(4) 本市における体罰の根絶に向けた取組について（説明：事務局）

6 その他（説明：事務局）

・本日の記録を，確認のために後日送付する。

7 閉会

### <委員からの主な意見・質問等（要旨）>

【議事】 (3) 本市のいじめの状況及び防止に向けた取組について

会長： 事務局からの説明について，質問・意見をいただきたい。

委員： いじめ問題への対応には，日常的な防止策と重大事態が発生したときの対処の二つがある。いじめゼロ運動などにより，いじめが減少傾向にあることから，日常的ないじめの早期発見・早期対応が功を奏していると思われる。重大事態が発生したときの調査委員会が新設されているが，被害者の保護者は一般的に学校と教育委員会に不信感をもっているため，教育委員会が設置した調査委員会の調査で保護者が納得するのか疑問がある。保護者が調査委員会に信頼感を持てることが大切であるが，調査委員会はどのような位置づけであるのか。

事務局： 資料3の別紙にあるように，重大事態については，まず，学校からの報告を受け，教育委員会内の学校教育問題解決委員会で調査を行い，重大事態と判断したときには，本委員会で第三者の専門的見地から調査を行う。本委員会は教育委員会の附属機関であるが，第三者による調査機関という位置づけになっている。本委員会での調査結果を報告し，さらに，詳細な調査が必要だと判断したときには，市長部局に設置したいじめ調査委員会で再度調査を行う。このよ

うに、それぞれの機関で調査を行い、保護者等に説明していく。

委員： 重大事態が発生したときの、保護者の教育委員会への信頼については、その事案ごとの重大性で違いがある。重大事態に至っていないいじめについては、学校がどの段階でどのように対応するかが、保護者から信頼を得る上で大切である。まずは担任の対応があり、それが信頼できない場合はスクールカウンセラーや管理職に相談していく。それらも信頼できない場合は、教育委員会ということになる。教育委員会レベルでは、大きな問題なく対応していると思う。教育委員会にも信頼がおけないときには、報道機関への連絡も考えられる。つまり、一つ一つの段階で信頼関係を構築することが大切である。重大事態が発生したときには、そこに至るまでの小さな問題を一つ一つ解決できているかが重要であり、日頃のアンケート等で心配なことを学校に連絡し、こまめに対応すれば重大事態の防止になる。これを続けることで、学校への信頼関係も構築されると考える。

事務局： 保護者や子どもの悩みなどに対して、学校は丁寧に事実確認を行い、納得がいくまで説明することが信頼を築くことにつながる。意見をふまえて、丁寧に対応していくことを心がける。

委員： 調査によって事実関係を把握することは大切だが、被害者側の認識も重要である。事実関係だけではなく、被害者側がいじめを受けたと認識している場合、なぜいじめを受けたととらえたのか考え、対応していく必要がある。

委員： 重大事態の調査をする場合、時間がかかり、調査委員会が調査を始めたときに、協力を得られない場合もある。段階を踏むのも大切だが、調査をするのかどうか、早めに判断をすることが必要である。

事務局： 宇都宮市いじめ防止基本方針の10ページに、重大事態の定義が記載されているが、定義に該当する事案については、まず、校内のいじめ等対策委員会が迅速かつ正確に事実確認を行い、その後、教育委員会に報告し、教育委員会で重大事態と認めるときには、本委員会を経て、市長に報告する。市長が、調査や対策が十分ではないと判断したときには、市長部局で再調査を行うこととなっている。

委員： 重大事態の定義に、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合とあるが、これに該当するケースはたくさんあると思われる。中には、いじめられるのなら学校に来ないでよいという指導を行う学校もある。

委員： 重大事態の判断は難しい。中学で受けたからかいをきっかけに、その後、その体験をベースに自己肯定感がもてずに、生き生きと生活していけなくなり、成人後に自死したケースもある。いじめを受けたときに自殺するかどうかの問題ではなく、その後の事も考え、小さなことでも軽く見ないで対応してほしい。いじめ防止だけではなく、どのように育てていくのかも考えて対応することが大切である。

事務局： 教育委員会としても、個々の状況を把握し、被害者の立場に立った対応が重要であると考えている。

委員： 相当の期間学校を欠席するというのを、一律に重大事態としてよいのか。また、学校に対して、いじめられる側を安易に欠席させるという対応をしないように指導を徹底してほしい。

事務局： 徹底していく。

- 委員： 市長部局のいじめ調査委員会が必要に応じて設置とのことだが、その委員は、本委員会の委員と重複しないということによろしいか。重大事案については、全て市長部局のいじめ調査委員会で調査するわけではないということによいのか。
- 事務局： 重大事態については、まず、本委員会が調査して市長に報告し、その後、いじめ調査委員会の再調査が必要かどうかは市長部局で判断する。
- 委員： 本委員会で調査する場合の権限はどこにあるのか。
- 事務局： 教育委員会にある。
- 委員： 複数の調査機関があると混乱する場合があるので、最初から、市長部局のいじめ調査委員会で調査するほうがよい場合もあるのではないか。
- 事務局： 宇都宮市いじめ防止基本方針は、法に基づいて設置されており、重大事態の定義は国が定めた定義である。資料5の別紙に、教育委員会の調査について記載してあるが、まず、重大事態の定義に基づき、学校と教育委員会で調査をし、保護者等へも対応する中で、調査が必要である重大事態まで発展するかどうか整理されていくと考えている。相当の期間学校を欠席するという表現は分かりにくい、相当の期間にあたらぬように指導することが重要であると学校に指示している。
- 本委員会の調査については、文部科学省も教育委員会の附属機関としての設置が望ましいと言っている。理由としては、速やかに調査を進めるためには、常設の機関であることが望ましいからである。ただし、教育委員会の設置した機関の調査で納得できない場合には、市長部局のいじめ調査委員会で調査ができるようになっている。
- 委員： 重大事態が発生したときに、学校が適切な対応をしても、学校が加害者として扱われることがある。一般的には、事件や事故などが起こると警察などに頼ることになるが、学校では教員に頼るしかない。教育の範囲ということで理解できるが、実際には、学校だけでは対応できないこともあるので、その場合は、学校とは別の調査委員会が対応するなど考えられるのではないか。
- 事務局： これまで、関係機関との連携を進める中で、必要なものについては早い段階で警察に対応してもらうようにしており、また、保護者が要望すれば刑事事件として捜査を進めていく。過去の調査においても、教育委員会の調査と警察の捜査を平行して進めることが多く、一般的だと考えている。
- 委員： 重大事態については、段階的に調査を進めていくだけでなく、臨機応変に、事案に応じた組織で調査するという運用になっているのか。
- 事務局： 本委員会を常設にしたのは、調査のやりやすさも考えたものである。市長部局のいじめ調査員会は常設機関ではないが、本委員会については、臨時会議という形ですぐ開催できるようになっている。
- 委員： 教育委員会の附属期間を、第三者の組織と認識してもらえるのかということも考えるがいかがか。
- 事務局： 保護者に対応するときには、本委員会の性質を説明し、理解していただいた上で調査を進めていく。
- 委員： 被害者としては加害者を責めたい気持ちがあるのが、教育委員会は学校を守りたい立場にあるので、被害者の立場で対応できる人を調査委員会におけるかどうか大切である。

- 委員： 調査委員会の立場としては、加害者と被害者のどちらかに寄ってはいけないのではないか。
- 委員： 被害者の心情に寄り添ってという意味である。
- 事務局： 本委員会で調査を行うときには、事案に応じて臨時委員を加えることができるので、臨時委員をどのように選ぶかによって対応していけると考えている。
- 会長： 教育的視点から、加害者も被害者も両方守っていくべきである。
- 委員： 被害者の心情を理解しての対応が大切であるということである。
- 会長： 市のいじめ防止基本方針はすばらしいが、方針が徹底される中で、現場の教員の対応力が低下することが心配である。被害者が教員に相談することで、加害者との関係が悪化することを心配し、相談できないことが多々ある。教員が、いじめられている子やいじめている子に対して、教育力をもって対応しないとはいけない。
- 事務局： まずは、日頃からの教員と子どもとの人間関係が大切である。さらに、複数の教師で見守ったり、相談窓口を周知したりすることが大切である。
- 委員： いじめは常にあるので、アンケート調査を日頃からこまめに、匿名で行うことが大切である。そして、小さな段階で対応していくことが大切である。
- 委員： 加害者へのカウンセリングも大切であるが、取り組んでいるのか。
- 事務局： 子ども達の状況に応じて、スクールカウンセラー等の対応を行っている。
- 委員： いじめは、加害者も被害者も発達障害が絡んでいる場合が多い。集団になじめないためにいじめられやすかったり、いじめる側もそういう子をターゲットとしたりする。これは体罰にもいえることで、ルールがなかなか守れない発達障害の子に対して体罰を行ってしまうこともある。発達障害についての教員の理解を深めることが重要である。

#### 【議 事】 (4) 本市における体罰の根絶に向けた取組について

- 会長： 事務局からの説明について、質問・意見をいただきたい。
- 委員： 懲戒については原則的に必要であるが、発達障害をもった子については、ほかの子と同様に指導することで、体罰やいじめとしてとらえたり、不登校になったりすることもある。個々の資質を十分に理解した上で行ってほしい。
- 事務局： 教員や保護者、児童生徒が発達障害についての理解を深め、指導にあたる必要がある。
- 委員： 体罰をする教員が大人のADHDなどの発達障害であることもある。感情的になり、体罰を繰り返す教員については考慮に入れて対応してほしい。
- 事務局： 体罰防止研修資料の29ページから、個別の課題を抱える児童生徒への指導について、子どもを十分に理解しての指導が大切であるということを、具体的な事例を織り交ぜながら教職員に指導している。体罰を繰り返す教職員については、学校の指導体制を整えること、また、教育委員会も学校と適宜連絡を取りながら、指導を行っている。
- 感情のコントロールについては、44ページ以降にある内容を実際の研修に盛り込み、ロールプレイングを行いながら、指導を行っている。